

*eitrecht*, No. 4, 1970, pp. 109—112;

No. 69, '71.

(以上5編の「ISSA 海外論文要約より」は、社会保障研究所の要請に対するISSA の Advisory Committee—1967年10月—による予解にもとづき、Social Security Abstracts より採用した)

(平石長久 社会保障研究所)

### 社会保障こぼれ話

#### 高齢な失業者への保証所得

(フランス)

1972年3月に、使用者と労働組合の各連合体による多辺的な協約により、60歳以上の失業者には、特殊な所得保障が実施されることになった。この協約はある補足的な失業保険制度を設けた1958年12月の全国的な協約に対する付帯事項となっている。

ところで、老齢な失業者に対する特殊な給付を受給するには、労働者は次の諸条件に該当していかなければならない。

労働者は企業から解雇された者でなければならない（しかし、特殊な合同委員会が決定した場合には、ある種の自発的な離職も、該当者であることを例外的に認められる）。

労働者は解雇されたときに60歳以上でなければならない（しかし、60歳の誕生日以前の20カ月以内に解雇され、かつ誕生日に失業給付を受給している者は、新しい制度による扶助の受給を申請することができる）。

労働者は1958年12月31日付の協約でカバーされる経済活動の賃金労働者をして、15

年以上社会保障制度に加入していかなければならぬ。

労働者は各商工業雇用協会(ASSEDICS)が支払う特殊な失業手当を受給していかなければならない。その手当の支給期間は解雇時の年齢により異なる（つまり、その期間は解雇が60～61歳で9カ月、61～62歳で6カ月、また、62～64歳で3カ月である）。

労働者は法定の公的失業給付制度による権利行使してきたという証明を示さなければならない。

労働者は解雇の日以後、社会保障制度による老齢年金の受給を申請したり、受給していくはいけない。

この制度による給付の受給者は、正常な失業給付を補足され、給付合計は失業直前の3カ月間に取得した賃金の70%に相当することになる。しかし、経過的措置として、その比率は初年度に66%，次年度に68%を予定されている。なお、給付は65歳3カ月、老齢年金受給、または再雇用時まで支給され、本人が死亡すれば、遺族に給付が支給される。

Guaranteed Income for the Older  
Unemployed, *International Labour  
Review*, Vol. No. 5, 108, Nov. 1973,  
pp. 439—440.